

## 随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

### 1 対象契約

令和3年度下半期（10月～3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量、設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

### 2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

### 3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

### 4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

### 5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

## 随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
1	令和4年01月13日	災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」製造委託	18,557,000	上下水道局総務部総務課	大田食品工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」製造委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和4年1月13日
- 4 履行期間  
令和4年1月14日から令和4年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番6号  
大円食品工業株式会社大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）  
18,557,000円
- 7 契約内容  
災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」製造委託

### 8 随意契約の理由

京都市の水道水を原料にしたボトル水を製造するに当たっては、水の鮮度を確保するために当日中にタンクローリーへの給水、輸送から工場での製缶までの全行程を完了させる必要があり、輸送時間が制限されることから、近隣府県での受託製造が可能な業者と契約する必要がある。水道水を原材料に使用し、490ミリリットルのアルミボトル缶を採用したボトル水の製造及び食品衛生法に基づいた加熱殺菌を行える業者が、近畿圏では、大円食品工場株式会社（工場所在地：兵庫県神崎郡福崎町西宇治拝尾862-23福崎工業団地内）1社しかない。

また、同業者は、近隣他都市の水道水を原料にしたボトル水を製造しており、技術については申し分なく、当局発注のボトル水についても、平成17年2月から令和3年3月までに合計243万本を製造し、信用と経験を有している。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市上下水道局南部拠点整備事業における庁内電話網構築業務
- 2 担当所属名  
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日  
令和4年1月13日
- 4 履行期間  
令和4年1月14日から令和4年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
27,104,011円
- 7 契約内容  
本業務は、総合評価方式による入札を実施し、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）により構築した電話設備の一部について、新庁舎へ移転することに伴い、設置箇所を変更し固定電話機及び携帯電話機等の設定変更等を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
現在、電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務において構築し、運用しているが、設置箇所の変更及び設定変更等を行うには、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく、円滑かつ効率的に業務を実施することができない。  
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
粉末活性炭給水加圧ポンプ緊急修理（新山科浄水場）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日  
令和3年10月7日
- 4 履行期間  
令和3年10月7日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目2番21号  
横手産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,775,000円
- 7 契約内容  
本工事は、粉末活性炭給水加圧ポンプが故障し、運転不能状態に陥っているため、緊急にて修理を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
粉末活性炭を注入する設備であるが、2台中1台が故障し稼働できない状況である。現在はもう1台を運転させて粉末活性炭を注入しているが、こちらも同様の故障が予想される。  
安定した浄水処理を行うためには、2台全て使用可能な状態にしておかなければならないことから、至急、復旧する必要があるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
緊急を要するため、競争入札有資格者名簿に登録されている業者のうち、複数者から見積りを徴収したところ、横手産業株式会社の見積りが一番安価であったため、選定したものである。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
第1疏水 第3トンネル補修工事 (京都市山科区日ノ岡夷谷町 地内)
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日  
令和3年11月30日
- 4 履行期間  
令和3年12月1日から令和4年4月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市西区西本町1丁目13番47号  
戸田・岩田地崎・昭建・益田・朝日特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額 (税込み)  
99,110,000円
- 7 契約内容  
本工事は、琵琶湖第1疏水第3トンネルにおいて実施した健全度調査により、ひび割れ等の変状が確認されたことから、補強及び補修を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
現在、新山科浄水場から蹴上取水池までシールド工事により、約5.2キロメートルの導水トンネルを築造する新山科浄水場導水トンネル築造工事が施行中であり、蹴上取水池において到達立坑を設置するための準備工事を進めているところである。  
本工事は、第1疏水の停水期間(12月～3月)内に着工し、工事を完了する必要があるため、また、工事の施工にあたっては、隣接する蹴上取水池内に仮設備のための工事ヤードを確保する必要がある。  
そのため、蹴上取水池で施工中の新山科浄水場導水トンネル築造工事と一体的に施工することで、工事の輻輳を避け、工期を短縮し、事故を未然に防止することが必要となる。  
以上のことから、本工事を新山科導水トンネル築造工事の受注者が一体的に施工することで、工事の輻輳を回避でき、安全円滑な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他工事との工事調整に要する時間が短縮でき、施工に必要な仮設備を一体的に使用できるため、大幅な工期短縮と経費の削減が図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号



- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
弓削浄水場 取水施設緊急措置工事 (京都市右京区京北上弓削町 地内)
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日  
令和3年12月6日
- 4 履行期間  
令和3年12月6日から令和4年5月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区桂南巽町30番地  
山品建設株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
9,955,000円
- 7 契約内容  
本工事は、予備水源から取水可能な状態に復旧する必要があるため、緊急措置としてバイパス管を布設するものである。
- 8 随意契約の理由  
本年10月以降、少雨の影響により、弓削浄水場の水源である鴨瀬谷川の水位が徐々に低下し、取水量が減少している。  
このままでは、水道水の供給に支障がでることから、至急、バイパス管を布設し、予備水源から取水可能な状態に復旧する必要があるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の理由から、緊急工事業者登録の希望者募集要項に基づいて、令和3年度緊急工事業者登録のAブロック12,1月担当者である山品建設株式会社を本工事の契約の相手方とするものである。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日  
令和3年12月13日
- 4 履行期間  
令和3年12月13日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,500,800円
- 7 契約内容  
水道部松ヶ崎浄水場及び新山科浄水場で不要となった高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）を処理する業務を処理業者に委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）第10条第1項の規定により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）を保管する事業者は、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないとされている。  
また、京都市における高濃度PCB廃棄物のうち、安定器及び汚染物等は、PCB特措法第6条第1項の規定により国が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」第1章第2節の表において、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「処理業者」という。）の北九州PCB処理事業所の処理施設において処分することとされている。  
事実上、処理業者は、当該廃棄物を処理できる唯一の業者であるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新山科浄水場導水施設改良工事（京都市山科区日ノ岡鴨土町）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年2月2日
- 4 履行期間  
令和4年2月2日から令和4年8月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区淀池上町174番地の71  
協栄建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
68,200,000円
- 7 契約内容  
本工事は、日ノ岡取水池から新山科浄水場へ向かう導水管の補修及び補強工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件、導水管は、現在運用中のものであるが、付近を掘削したところ、漏水を伴うひび割れが確認されたことから緊急に漏水の止水を行う必要がある。また、当該地においては、マンションの建設が予定されており、今後の維持管理に支障が生じないように補強工事をあわせて実施する。  
本工事は、緊急に行われなければ、危険な状態であることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の理由から、緊急工事業者登録の希望者募集要項に基づいて、令和3年度緊急工事業者登録のDブロック2、3月担当業者である協栄建設株式会社を本工事の契約の相手方とするものである。

## 随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和3年11月17日	配水管布設替（その1）工事（京都市中京区後院通，千本三条～四条大宮 地内）	70,114,000	上下水道局 水道管路課 水道部	株式会社太田建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
002	令和3年12月03日	配水管撤去工事（京都市伏見区淀水垂町 地内）	2,860,000	上下水道局 水道管路課 水道部	マスタ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
003	令和4年01月12日	配水管布設替（その2）工事（京都市下京区上之町 地内）	59,510,000	上下水道局 水道管路課 水道部	有限会社西田組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和4年01月14日	弁室改造工事（京都市山科区日ノ岡夷谷町 地内）	3,289,000	上下水道局 水道管路課 水道部	株式会社オーク	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和4年02月18日	配水管移設工事（京都市南区西九条森本町 地内）	9,372,000	上下水道局 水道管路課 水道部	大成・佐藤・岡野・吉村・村井 特定建設工事共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
006	令和4年02月18日	配水管布設替工事（京都市山科区西野大鳥井町 地内）	11,682,000	上下水道局 水道管路課 水道部	株式会社益田組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
007	令和4年03月18日	配水管移設工事（京都市右京区西院久保田町 地内）	8,085,000	上下水道局 水道管路課 水道部	益田・城産・本田特定建設工事 共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
008	令和4年03月30日	配水管布設替（その4）工事（京都市西京区大原野上里北ノ町～大原野上里南ノ町 地内）	39,270,000	上下水道局 水道管路課 水道部	白山・コスモ特定建設工事共同 企業体	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替（その1）工事（京都市中京区後院通，千本三条～四条大宮 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年11月17日
- 4 履行期間  
令和3年11月18日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京北聖町34番地  
株式会社太田建設
- 6 契約金額（税込み）  
70,114,000円
- 7 契約内容  
本工事は，建設局道路建設部道路環境整備課にて施行する後院通電線共同溝新設（その2）工事（2件一括）に支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事工程は，始めに配水管を仮移設し，次に下水道管の移設を行い，配水管を復元した後に電線共同溝工事を行う工程であるが，地下埋設物が輻輳している中で，下水道工事の支障とならないよう仮移設を行う必要があり，また復元する配水管についても，電線共同溝の柵や下水道の人孔と非常に近接していることから，緻密な高さ調整が必要不可欠であり，一体的に施工しなければ本工事の施工は困難である。  
したがって，本工事を電線共同溝工事の受注者が施工することにより，同業者で同一時期に一体的な施工を行えることから，工事の輻輳を回避でき，施工責任の所在を明確化することができる。また，着工前の地元折衝，他企業との工事調整に要する時間を短縮できるため，大幅な工期短縮が可能となるとともに，経費の節減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管撤去工事（京都市伏見区淀水垂町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年12月3日
- 4 履行期間  
令和3年12月4日から令和4年3月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区嵯峨新宮町39番地  
マスダ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
2,860,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路建設部道路建設課にて施行中の宮前橋整備（その7）工事に支障となる配水管を撤去するものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は支障となる配水管の両端部の撤去と管末処理を行い、その間の配水管については、宮前橋工事にて撤去を行う計画である。撤去する配水管は水管橋として宮前跨道橋の桁内に添架しており、架け替える宮前跨道橋に対し確実に支障とならない位置で管末処理を行う必要があるため、双方の緻密な位置調整や工程調整が必要不可欠であり、早期の完了も求められている。  
そこで、同一業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、工期短縮及び施工責任の所在の明確化を図り、近隣住民への負担を最小限におさえることが必要である。  
以上のことから、本工事を宮前橋工事の受注者が施工することで、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替（その2）工事（京都市下京区上之町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和4年1月12日
- 4 履行期間  
令和4年1月13日から令和4年7月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区梅津南上田町35番地  
有限会社西田組
- 6 契約金額（税込み）  
59,510,000円
- 7 契約内容  
本工事は、都市計画局すまいまちづくり課にて施行中の崇仁北部地区住宅地区改良事業 交差点改良他工事（塩小路通）に支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事工程は、配水管の仮移設及び撤去を行った後、交差点改良他工事の進捗に併せて復元する工程となるが、地下埋設物が輻輳している中で、下水道管の布設に支障とならないよう仮移設を行う必要がある。  
また、既設の配水管は、塩小路橋に非常に近接して布設されており、塩小路橋の撤去に支障とならない位置で止水作業及び撤去を行う必要があるため、緻密な位置調整が必要不可欠である。  
したがって、本工事を交差点改良他工事の受注者が施工することにより、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、着工前の地元折衝、他企業との工事調整に要する時間を短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の節減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
弁室改造工事（京都市山科区日ノ岡夷谷町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和4年1月14日
- 4 履行期間  
令和4年1月15日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大枝沓掛町6-64  
株式会社オーク
- 6 契約金額（税込み）  
3,289,000円
- 7 契約内容  
本工事は、建設局土木管理部東部土木事務所にて施行中の舗装道補修工事(四ノ宮四ツ塚線(三条通))により、支障となる弁室(空気弁室2箇所)の高さ調整を図るため、改造を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事の弁室高さは、舗装仕上がり高さに合わせる必要があるが、当該道路は補修工事で全面的に舗装することとなるため、舗装仕上がり高さを詳細に把握し、綿密に高さ調整を行うことが必要不可欠となる。また、本工事箇所の道路は交通量が非常に多いことから、補修工事によって最終の補修仕上げが施工されるまでの期間の保全管理が重要であり、併せて双方の綿密な工程調整や施工責任の明確化が求められる。  
以上のことから、本工事を補修工事の受注者と契約することで、同工事との一体的な施工が可能となり、安全で円滑な施工が確保でき、施工責任の所在を明確化することができる。また、工事間調整が可能となり、工期を短縮することもできることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管移設工事（京都市南区西九条森本町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和4年2月18日
- 4 履行期間  
令和4年2月19日から令和4年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区南船場一丁目14番10号  
大成・佐藤・岡野・吉村・村井特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
9,372,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市上下水道局下水道部下水道建設事務所にて施工中の鳥羽第3導水きょ公共下水道工事に支障となる配水管を移設するものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、下水道工事による立坑設置に支障となる配水管の撤去、管末処理を行い、立坑設置に支障とならない位置へ配水管を移設するものであるが、設置する立坑に対し確実に支障とならない位置で管末処理、移設を行う必要があるため、双方の緻密な位置調整や工程調整が必要不可欠である。また、本工事箇所の道路は交通量が非常に多く、施工責任の所在も不明確となるため、同一業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、工期短縮及び施工責任の所在の明確化を図り、近隣住民への負担を最小限におさえることが必要である。  
以上のことから、本工事を下水道工事の受注者が施工することで、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替工事（京都市山科区西野大鳥井町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和4年2月18日
- 4 履行期間  
令和4年2月19日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京北壺井町147  
株式会社益田組
- 6 契約金額（税込み）  
11,682,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局土木管理部東部土木事務所にて施工中の河川改良工事（竹田川）において、関連する京都市上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センターにて施行の公共下水道管布設替（その1）工事に支障となる配水管を布設替えするものである。
- 8 随意契約の理由  
まず、下水道管の移設について、当該道路は狭隘なうえ地下埋設物が非常に輻輳しており、既設水道管の埋設位置に移設しなければ施工できない状況である。そのため、下水道工事より先に水道管の仮移設を行う必要があり、仮移設位置についても下水道工事に支障とならない位置に移設しなければならないため、双方の緻密な位置調整や工程調整が必要不可欠である。  
また、当該道路は車両等の通行止めをしなければ施工できないため、工事が輻輳しないよう同一業者で同一時期に一体的な施工を行う必要がある。  
以上のことから、本工事を下水道工事の受注者が施工することで、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管移設工事（京都市右京区西院久保田町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和4年3月18日
- 4 履行期間  
令和4年3月19日から令和4年7月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京北壺井町147  
益田・城産・本田特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
8,085,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市上下水道局下水道部下水道建設事務所にて施工の西部1号2号分流幹線（その2）公共下水道工事に支障となる配水管の移設を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、先に配水管の移設の必要があるが、下水道工事の支障とならないよう限られたスペースの中で移設を行わなければならないため、綿密な高さ位置調整が必要不可欠である。また、下水道工事は移設した配水管が非常に近接した状態での施工となり、二次災害の危険性があるため、同一業者での保安全管理及び品質の確保かつ施工責任の明確化を図ることが重要となってくる。また施工箇所である道路は地元の生活道路であるため、通行止め等の規制は可能な限り回数を減らすことで工事期間を短縮し、近隣の住民の負担を最小限にすることが重要となる。  
以上のことから、本工事を下水道工事の請負業者が一体的に施工することにより、工事間調整及び地元折衝等に要する期間を大幅に省くことができ、工期の短縮が可能となり、安全な施工の確保も可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替（その４）工事（京都市西京区大原野上里北ノ町～大原野上里南ノ町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和４年３月３０日
- 4 履行期間  
令和４年３月３１日から令和４年９月３０日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区北白川東瀬ノ内町３５番地  
白山・コスモ特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
３９，２７０，０００円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路建設部道路建設課にて施行中の３・３・５中山石見線道路改築工事に併せて、経年により老朽化している配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、改築工事の進捗に併せて配水管の布設替えをするものであるが、新設道路部分は未完成であるため、造成完了後に配水管の埋設位置を調整しながら布設する必要があるため、改築工事との工程調整及び一体的な施工を行わなければ、配水管を計画通りに布設することは不可能である。  
また、新設道路の構造物及び水路との交差部ではそれらの設置に支障を及ぼす恐れがあるため、配水管の布設位置について緻密な高さ調整が必要不可欠である。  
以上のことから、本工事を改築工事の請負業者が一体的に施工することにより、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号  
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記８のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水道管路管理センター 市街地減圧弁取替（西長減圧弁）
- 2 担当所属名  
上下水道局 水道部 水道管路管理センター 北部配水管理課
- 3 契約締結日  
令和3年11月11日
- 4 履行期間  
令和3年11月12日から令和3年12月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目2番21号  
横手産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,215,000円
- 7 契約内容  
既設減圧弁を同等以上の機能を有する新品に取り替えること。（ボルト・ナット、フランジパッキンなどの交換を含む。）
- 8 随意契約の理由  
減圧弁は高い水圧を低い水圧に調整することで安定給水及び事故防止を図っている。  
西長減圧弁については、経年劣化及び本体内部損傷により可動部から異音（騒音）が発生しており、住宅地に設置されていることから特に深夜の異音について周辺住民の生活に影響を及ぼしている。また、直ちに修理をしなければ、減圧弁が正常に作動せず、濁り水や断水の発生、高水圧となった場合に配水管及び給水管の破損につながる恐れがある。そのため、入札契約を経ることが市民生活に多大な影響を与えることから、緊急の必要により随意契約を採用する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
施工が可能と考えられる複数社に確認したところ、横手産業㈱が製品（同等品）を確保しており緊急対応が可能と回答があった。  
他社は減圧弁の製作に時間がかかり緊急対応ができないため辞退するとのことであった。  
騒音を解消するため、早期に減圧弁の取替え対応が可能な横手産業㈱を契約の相手方とした。





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
後院通第1工区公共下水道管布設替工事（京都市中京区壬生坊城町他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年11月26日
- 4 履行期間  
令和3年11月27日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京聖町34番地  
株式会社太田建設
- 6 契約金額（税込み）  
42,350,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が施工する後院通電線共同溝（その2）工事に伴い、全4工区のうち第1工区において支障となる公共下水道管の布設替を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その6）工事（京都市左京区一乗寺清水町他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年12月16日
- 4 履行期間  
令和3年12月17日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区京北柘本町南川原43番地  
早河建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,258,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局土木管理部左京土木事務所が施工する舗装道補修工事、歩道整備工事を行うに際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その7）工事（京都市西京区大枝東新林町三丁目 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年1月12日
- 4 履行期間  
令和4年1月13日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区深草大亀谷安信町41番地  
富山技建株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
4,059,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局土木管理部西京土木事務所が施工する歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
桂川右岸流域関連上里処理分区上里1号幹線公共下水道管布設替工事（京都市西京区大原野上里北ノ町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年1月21日
- 4 履行期間  
令和4年1月22日から令和4年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区北白川東瀬ノ内町35番地  
白山・コスモ特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
14,850,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路建設課が施工する道路改築工事に伴い、支障となる公共下水道管を撤去し、新たに公共下水道管布設を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その8）工事（京都市上京区下堅町 他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年3月11日
- 4 履行期間  
令和4年3月12日から令和4年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市東山区本町15丁目286番地  
株式会社塚本組
- 6 契約金額（税込み）  
2,695,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局土木管理部北部土木事務所が施工する舗装道補修工事、舗装復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その10）工事（京都市上京区梶井町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年3月28日
- 4 履行期間  
令和4年3月29日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大枝西長町1番地72  
清原建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,350,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が道路改良工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ変更するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和3年10月01日	公共下水道管渠施設整備(その5)工事(京都市伏見区中油掛町他地内)	99,968,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西山グリーン株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
002	令和3年10月13日	人孔上部整備(その8)工事(京都市右京区西京極佃田町他地内)	4,994,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社石川建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
003	令和3年11月04日	人孔上部整備(その9)工事(京都市右京区西院北矢掛町他地内)	14,718,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	白山・コスモ特定建設工事共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和3年11月24日	人孔上部整備(その11)工事(京都市山科区大塚南溝町他地内)	4,642,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社木下建工	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和4年01月07日	公共下水道管布設替(その1)工事(京都市山科区西野大鳥井町他地内)	14,168,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社益田組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
006	令和4年01月24日	公共下水道管渠施設整備(その6)工事(京都市伏見区村上町他地内)	48,950,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	協栄建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
007	令和4年02月01日	公共下水道管渠施設整備(その7)工事(京都市山科区上野池ノ下他地内)	23,980,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社萬栄建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
008	令和4年02月01日	公共下水道管渠施設整備(その8)工事(京都市伏見区新町4丁目他地内)	48,125,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西山グリーン株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
009	令和4年02月03日	人孔上部整備(その13)工事(京都市伏見区深草加賀屋敷町他地内)	5,335,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	有限会社福田建材	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
010	令和4年02月28日	人孔上部整備(その12)工事(京都市山科区大塚大岩他地内)	3,344,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社木下建工	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
公共下水道管渠施設整備（その5）工事（京都市伏見区中油掛町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年10月1日
- 4 履行期間  
令和3年10月1日から令和4年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地  
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
99,968,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において既設下水道施設の破損等が生じており、流水機能の支障の危険性が高く、早急に改善を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
緊急業者に係る施工につき当該緊急業者である西山グリーン株式会社に依頼するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その8）工事（京都市右京区西京極佃田町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年10月13日
- 4 履行期間  
令和3年10月14日から令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区深草小久保町303番地  
株式会社石川建設
- 6 契約金額（税込み）  
4,994,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において京都市建設局土木管理部西部土木事務所が施工する道路改良工事により、路面高が変わるため人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
施工管理の一元化，工程管理，工事に係る費用及び安全管理に係る経費の軽減が見込まれるため当該施工中である株式会社石川建設へ依頼をするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その9）工事（京都市右京区西院北矢掛町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年11月4日
- 4 履行期間  
令和3年11月5日から令和4年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区北白川東瀬ノ内町35番地  
白山・コスモ特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
14,718,000円
- 7 契約内容  
本工事は、建設局道路建設部道路環境整備課が施工する道路改良工事により、路面高が変わるため人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
施工管理の一元化，工程管理，工事に係る費用及び安全管理に係る経費の軽減が見込まれるため当該施工中である白山・コスモ特定建設工事共同企業体へ依頼をするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その11）工事（京都市山科区大塚南溝町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年11月24日
- 4 履行期間  
令和3年11月25日から令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条河西町21番地1  
株式会社木下建工
- 6 契約金額（税込み）  
4,642,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において京都市上下水道局水道部水道管路課が施工する道路改良工事により、路面高が変わるため人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
施工管理の一元化，工程管理，工事に係る費用及び安全管理に係る経費の軽減が見込まれるため当該施工中である株式会社木下建工へ依頼をするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
公共下水道管布設替（その1）工事（京都市山科区西野大鳥井町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年1月7日
- 4 履行期間  
令和4年1月8日から令和4年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京北壺井町147  
株式会社益田組
- 6 契約金額（税込み）  
14,168,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において京都市建設局土木管理部東部土木事務所が浸水対策を目的とした河川改良工事を行うのに際し、既設污水管及び人孔が支障となるため、当該施設の布設替え行うものである。
- 8 随意契約の理由  
施工管理の一元化、工程管理、工事に係る費用及び安全管理に係る経費の軽減が見込まれるため当該施工中である株式会社益田組へ依頼をするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
公共下水道管渠施設整備（その6）工事（京都市伏見区村上町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年1月24日
- 4 履行期間  
令和4年1月24日から令和4年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区淀池上町174番地の71  
協栄建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
48,950,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において既設下水道施設の破損・異物が推積し、流水機能の支障ならびに周辺道路陥没の危険性が高く、早急に改善を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
緊急業者に係る施工につき当該緊急業者である協栄建設株式会社に依頼するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
公共下水道管渠施設整備（その7）工事（京都市山科区上野池ノ下他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年2月1日
- 4 履行期間  
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大枝中山町1-257  
株式会社萬栄建設
- 6 契約金額（税込み）  
23,980,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において既設下水道施設の閉塞等が生じており、流水機能の支障ならびに周辺道路浸水の危険性が高く、早急に管布設替工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
緊急業者に係る施工につき当該緊急業者である株式会社萬栄建設に依頼するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
公共下水道管渠施設整備（その8）工事（京都市伏見区新町4丁目他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年2月1日
- 4 履行期間  
令和4年2月1日から令和4年7月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地  
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
48,125,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において既設下水道施設の閉塞等が生じており、流水機能の支障の危険性が高く、早急に改善を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
緊急業者に係る施工につき当該緊急業者である西山グリーン株式会社に依頼するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その13）工事（京都市伏見区深草加賀屋敷町他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年2月3日
- 4 履行期間  
令和4年2月4日から令和4年5月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区久我石原町3番地29  
有限会社福田建材
- 6 契約金額（税込み）  
5,335,000円
- 7 契約内容  
本工事は、建設局伏見土木事務所が施工する道路改良工事により、路面高が変わるため人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
施工管理の一元化，工程管理，工事に係る費用及び安全管理に係る経費の軽減が見込まれるため当該施工中である有限会社福田建材へ依頼をするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その12）工事（京都市山科区大塚大岩他地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和4年2月28日
- 4 履行期間  
令和4年3月1日から令和4年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条河西町21番地1  
株式会社木下建工
- 6 契約金額（税込み）  
3,344,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局東部土木事務所が施工する道路改良工事により、路面高が変わるため人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
施工管理の一元化，工程管理，工事に係る費用及び安全管理に係る経費の軽減が見込まれるため当該施工中である株式会社木下建工へ依頼をするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
オゾン発生設備用部品
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日  
令和3年12月8日
- 4 履行期間  
令和3年12月9日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区堂島2丁目2番2号  
三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部
- 6 契約金額（税込み）  
5,775,440円
- 7 契約内容  
本件は、オゾン発生設備の点検・補修に必要な特殊部品（オゾンモニタ用三方電磁弁、オゾンモニタ用パージェアポンプ等）の購入に係る契約である。
- 8 随意契約の理由  
当該部品は、一般には製造されておらず、また製造方法についても他に公開されていないため、製造に要する能力を有する者が、オゾン発生設備製造業者が指定する保守会社である1社に限られており、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
オゾン発生設備を熟知し、オゾン発生設備用の特殊部品の製造に要する能力を有している業者が、オゾン発生設備製造業者の指定保守会社である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に限られるため、当該業者と契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

酸素発生設備用部品

2 担当所属名

上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

3 契約締結日

令和4年1月13日

4 履行期間

令和4年1月14日から令和4年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区海岸三丁目20番20号 ヨコソーレインボータワー  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

6 契約金額（税込み）

5,500,000円

7 契約内容

本件は、吉祥院支所における酸素発生設備の点検・補修に必要な特殊部品（ダブルメカニカルシール、自動切替弁コンプリート品等）の購入に係る契約である。

8 随意契約の理由

当該部品は、一般には製造されておらず、また製造方法についても他に公開されていないため、製造に要する能力を有する者が1社に限られており、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

吉祥院支所の酸素発生設備を熟知し、当該設備の特殊部品の製造に要する能力を有している業者が、当該設備の製造業者であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社に限られるため、当該業者と契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
吉祥院 機械棟コンピュータ室空調設備修理（京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日  
令和3年10月6日
- 4 履行期間  
令和3年10月6日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区深草西浦町四丁目55番地  
ムツミ商事株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,922,000円
- 7 契約内容  
機械棟コンピュータ室で使用している空調設備が長年の使用により故障し、運転不能になったため、修理を行うもの。
- 8 随意契約の理由  
このままでは、中央監視室内の監視制御設備の適切な空調管理ができず、機器の性能に悪影響を与えて市民生活に重大な支障をきたすおそれがあることから、緊急に修理・復旧する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
今回の修理については、競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び機材の手配を含め迅速に対応できる数社に連絡した。その結果、最も見積りが安価であったムツミ商事株式会社を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
吉祥院 B系低段沈砂池流入ゲート設備修理（京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日  
令和3年10月7日
- 4 履行期間  
令和3年10月7日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号  
株式会社前澤エンジニアリングサービス
- 6 契約金額（税込み）  
6,435,000円
- 7 契約内容  
B系低段沈砂池で使用している流入ゲート設備が長年の使用により故障し、運転不能になったため修理するもの。
- 8 随意契約の理由  
このままでは、適切な水処理ができず、放流水質に悪影響を与えて市民生活に重大な支障をきたすおそれがあることから、緊急に修理・復旧する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
今回の修理については、競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び機材の手配を含め迅速に対応できる数社に連絡した。その結果、最も見積りが安価であった株式会社前澤エンジニアリングサービスを選定した。



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所施設運用計画検討業務委託

2 担当所属名

上下水道局下水道部計画課

3 契約締結日

令和4年2月1日

4 履行期間

令和4年2月2日から令和5年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府吹田市江坂町1丁目23番101号  
株式会社日水コン 大阪支所

6 契約金額（税込み）

15,290,000円

7 契約内容

本業務は、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所（以下、吉祥院支所という。）における汚水処理機能を鳥羽水環境保全センターへ統合するにあたり、分水施設を供用する際の詳細な手順や既設幹線への影響、また、実際にその影響が生じた場合の解決策を検討し、施設の運用計画を整理するものである。

8 随意契約の理由

合流改善の対策は、下水道法施行令により令和5年度までに完了するように義務付けられており、当運用計画は合流改善計画を踏まえる必要があるが、法定の期限までに施設の運用計画策定を間に合わせるためには、浸水対策や高度処理等の他事業に加え、本件処理区の合流改善計画や鳥羽水環境保全センター及び吉祥院支所における施設の基本計画に関する深い知見を予め持ち合わせていることが必要となり、本業務を期限内に履行することができるのは、合流改善計画に関する当初の計画及び浸水対策や高度処理等の他事業を踏まえた吉祥院支所における施設の基本計画を策定した事業者が契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号



- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市公共下水道中大口径管渠更新指針策定業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日  
令和3年11月24日
- 4 履行期間  
令和3年11月24日から令和4年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646  
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）  
12,870,000円
- 7 契約内容  
本業務委託は、公共下水道における中大口径管渠の更新指針を策定するものである。
- 8 随意契約の理由  
今後の中大口径管渠更新工事の方針に関するものであり、各社の創意工夫の要素を十分に発揮してもらうために、プロポーザル契約とした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
改築更新情報システム構築委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日  
令和4年1月5日
- 4 履行期間  
令和4年1月5日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町552  
アジア航測株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
4,400,000円
- 7 契約内容  
本委託は、公共下水道における管渠の改築更新の情報システムを構築するものである。
- 8 随意契約の理由  
管渠の改築更新に必要な情報を管理するシステムに関するものであり、各社の創意工夫の要素を十分に発揮してもらうために、プロポーザル契約とした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり